

## 10. 「医療費のお知らせ」の送付について

「医療費のお知らせ」は、**医療費の適正化を目的**として、医療機関等からの請求に基づき送付しております。

令和5年度は、令和4年12月～令和5年11月までの医療機関等受診分（柔道整復師施術分は令和4年11月～令和5年10月施術分）について、被保険者の方に対し、「医療費控除の明細書」の代わりとして使用することができる様式で「医療費のお知らせ」を送付（令和6年2月6日発送）しております。

令和6年度も同様の通知を予定しています（令和7年2月上旬発送予定）。

※出版健保健康管理支援サイト「[マイヘルスウェブ](#)」でもご自身の医療情報等が確認できます。